5-1 課税状況

(1) 課税状況

(' '	区分				相	続	人	等	の数	金	額		
											人		千円
取	得	<u>.</u>	財	産	価	額					25,323		2,033,240,515
債		務	控	控除		額					11,446		203,232,067
加	算	贈	与	財 産	価	額					2,894		9,152,338
課		税		価		格				実	25,310		1,839,149,491
			算	出	税	額					24,877		305,396,921
相	続 稅	名 額	∤ 2	割加	算	額					884		2,250,992
				計						実	24,877		307,647,913
			(贈	브	į	税					1,291		816,608
			配			者					4,594		87,102,457
			未	成	年	者 者 者					365		134,704
税	額控	除	〈 障	害							451		417,197
			相	次	相	続					1,192		2,072,862
			外	玉	税	額					-		-
				計						実	7,388		90,543,828
差		引		税		額				実	21,745		217,104,005
納		税	猶		7	額					1,347		26,034,298
納		付		税		額				実	21,470		191,069,707
災	害減	免 法		よ る 免							-		-
遺	産に	こ 係	る	基礎	控除	額					8,065		700,610,000

調査対象:平成 12 年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理(更正、決定等) による課税事績

調査時点: 平成 13 年 10 月 31 日

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の「8,065人」は被相続人の数である。

2 「相続人等の数」欄の「実」は実人員を示す。

用語の説明:

1 加算贈与財産価額.......相続又は遺贈により財産を取得した者に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

2 2割加算額......相続又は遺贈により財産を取得した者の中に被相続人の一親等の血族及び配 偶者以外の者がいる場合、その者の相続税額に加算されるその相続税額の20%に 相当する金額をいう。

3 税額控除

イ 贈与税額控除......加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税 の金額が相続税額から控除される。

口 配偶者の税額軽減.....課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額(1億6,000万円未満の場合は1億6,000万円)と配偶者の実際の取得価額のいずれか少ない方の金額に係る相続税額が配偶者の算出相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。

- ハ 未成年者控除.......相続又は遺贈により財産を取得した者が「満20歳未満の法定相続人」である場合に、その者が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額がその相続税額から控除される。
- 二 障害者控除…………相続又は遺贈により財産を取得した者が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除………被相続人が、その死亡前10年以内に相続により財産を取得しかつ相続税を納付 している場合には、前の相続から次の相続までの期間を10年から差引いた年数に、 前回の相続税額の10分の1相当額を乗じて得た額が今回の相続税額から控除される。
- へ 外国税額控除............相続財産が本法の施行地外にあることによって、外国の法令により相続税に相 当する税が課税されていた場合には、その税額相当額が控除される。
- 4 納税猶予額......相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額について、原則として当該相続人の死亡の日又は相続税の申告期限から 20 年を経過する日のいずれか早い日まで納付を猶予される。
- 5 遺産に係る基礎控除額...5,000 万円 + (1,000 万円×法定相続人数)

5 相続税

(2) 課税状況の累年比較

	課税	価 格	+ロ <i>(</i>) # 12 # # #	14 克西十六 7人 克西	納付	被相続	
区分	相続人等の数	金 額	相続税額	税額控除額	相続人等の数	金額	人の数
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成8年分	26,350	2,083,514,276	381,109,045	112,201,792	22,586	228,555,184	8,228
9	26,156	2,023,827,491	357,904,146	106,631,895	22,396	211,998,550	8,092
10	27,773	1,998,689,034	342,977,337	107,116,576	24,230	204,371,739	8,344
11	26,921	1,940,197,925	312,776,436	94,015,779	22,883	187,814,160	8,447
12	25,310	1,839,149,491	307,647,913	90,543,828	21,470	191,069,707	8,065

(3) 申告及び処理の状況

	∇ /\	分		課税	価 格			納付	税額		2:rb ±□ 4:	= 1.0 ₩n
	区 分		相続。	人等の数	金	額	相続。	人等の数	金	額	仅怕約	長人の数
				人		千円		人		千円		人
1 ((申 告	額		25,319	1,837,4	489,159		21,483	190,	804,063		8,065
本	修正申告による増え	差額		367	4,	743,022		705		946,331		282
年	更正による増差	額		-		-		1		30		1
分	更正等による減差			212	3,	115,093		338		681,743		159
"	決 定	額		1		32,403		1		1,085		1
\	計		実	25,310	1,839,	149,491	実	21,470	191,	069,707	実	8,065
	(申 告	額		446	22,0	643,969		419	1,	932,761		189
過	修正申告による増え	差額		2,781	36,	705,932		4,262	8,	651,440		1,426
年	更正による増差	額		36	1,	521,016		49		560,746		19
分	更正等による減差	皇額		1,012	23,8	350,441		3,201	6,	530,879		559
ח	決 定	額		12	:	259,543		12		30,703		9
	計		実	443	37,2	280,019	実	411	4,	644,770	実	189
	(申 告	額		25,765	1,860,	133,128		21,902	192,	736,824		8,254
合	修正申告による増え	差額		3,148	41,4	448,954		4,967	9,	597,771		1,708
	更正による増差	顲		36	1,	521,016		50		560,716		20
	更正等による減差	≜額		1,224	26,9	965,534		3,539	7,	212,622		718
計	決 定	額		13	:	291,946		13		31,788		10
	計		実	25,753	1,876,	429,510	実	21,881	195,	714,477	実	8,254

「調査対象:平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理(更正、決

本年分 定等)による課税事績調査時点:平成13年10月31日

調査対象:平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理(更正、

決定等)による課税事績

過年分 調査期間: 平成11年中に財産を取得した者については、平成12年11月1日から平成13年6月30日まで 平成10年以前に財産を取得した者については、平成12年7月1日から平成13年6月30日まで

(注) 「相続人等の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

X	abla		過少申告	5 加 算 税	無申告	加算税	重 加	算	税
区分	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金額	相続人等の数	金	額		
			人	千円	人	千円	人		千円
本	年	分	100	16,913	106	26,056	9		79,321
過	年	分	3,184	504,777	310	82,563	257		500,592
合		計	3,284	521,690	416	108,618	266		579,913

調査対象等:「5-1(3)申告及び処理の状況」参照

(5) 税務署別課税状況

	者別課柷状况 課 稅	 価 格	納 付	 税 額	
税務署名	相続人等の数	金額	相続人等の数	金額	被相続人の数
	人	千円	人	千円	人
岐 阜 北	1,006	81,524,848	808	6,661,372	345
岐 阜 南	827	72,039,845	694	5,202,564	283
大 垣	588	39,354,271	478	2,532,309	220
高山	166	13,557,357	135	1,189,948	59
多治見	346	20,775,528	294	1,274,790	109
関中津川	254 71	15,468,567	214	953,380 188,445	86 24
中津川岐阜県計	3,258	4,089,429 246,809,845	64 2,687	18,002,806	1,126
	3,230	240,009,043	2,007	10,002,000	1,120
静岡	912	85,218,254	814	19,599,896	249
浜 松 西	971	60,851,583	831	6,252,820	274
浜 松 東	624	32,684,942	528	2,529,717	173
沼 津	776	64,904,533	688	6,793,762	250
清 水	518	31,052,072	442	2,464,575	160
熱海	203	12,780,458	175	1,226,811	69
三 島	402	26,492,963	353	2,020,997	131
島田	282	15,710,786	240	791,668	91
富 士 磐 田	714 378	51,052,370	616 297	4,624,070	219 120
署 田 掛 川	190	19,932,847 12,073,794	161	1,047,354 870,967	67
藤枝	589	33,252,142	501	1,925,246	170
下田	93	4,880,280	77	318,011	31
静岡県計	6,652	450,887,024	5,723	50,465,891	2,004
	-,		-, -		,
千 種	527	65,135,797	467	15,658,873	180
名古屋東	158	13,689,306	131	2,192,109	47
名古屋北	478	41,585,081	419	5,879,286	148
名古屋西	610	46,607,124	529	4,630,498	195
名古屋中村	282	23,679,367	253	2,610,506	92
名古屋中 昭 和	186 1,210	12,212,084	162 1,056	1,432,998	55 357
熱田	798	100,723,467 67,049,340	672	13,866,601 9,341,580	248
中川	546	42,679,972	474	4,750,311	175
- /·· / / / 名古屋市計	4,795	413,361,538	4,163	60,362,762	1,497
	,	, ,	,	, ,	,
豊橋	1,533	100,510,221	1,275	7,256,031	483
岡 崎	663	53,816,180	541	6,595,214	209
一。宫	986	66,845,376	786	5,589,219	337
尾張瀬戸	326	22,213,029	282	2,140,336	99
半田	1,089	75,319,630	956 511	7,139,012	335 229
津 島 刈 谷	661 1,219	46,549,643 86,711,091	511 1,041	2,738,584 8,035,462	369
豊田	713	46,335,522	596	3,413,199	219
西尾	457	28,245,077	384	1,970,040	155
小牧	1,206	84,330,007	1,061	7,611,587	386
新城	42	2,874,817	37	138,064	18
愛知県計	8,895	613,750,593	7,470	52,626,748	2,839
(除名古屋市計)					
津	239	15,301,471	200	1,241,307	82
四日市	519	35,588,325	448	3,306,766	179
伊勢	156	10,335,158	129	795,414	53
松阪	139	10,204,918	115	985,552	53
桑名上野	226 116	14,236,171 7,924,807	184 92	1,061,630 641,306	75 43
公 封))))))	248	17,332,380	200	1,406,784	95
尾驚	67	3,417,261	59	172,743	19
三重県計	1,710	114,340,491	1,427	9,611,503	599
総計	25,310	1,839,149,491	21,470	191,069,707	8,065
iwb 🔲	20,010	1,000,140,401	21,410	131,003,101	0,000

⁽注) この表は、「5-1(3)申告及び処理の状況」の「本年分」を税務署別に示したものである。